

# 浜長保険センター安全だより

令和 5 年 10 月 19 日

浜長保険センター 第 83 号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



10月は全国の神様が島根県の出雲退社に集まるため「神無月」、一方、たくさんの神様が集まる島根県出雲では神在月(かみありつき)として、神様を迎えられています。食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、どんな秋をお過ごしでしょうか?



道路交通法は、1960年に制定され現在63歳です。

その間、社会・交通情勢の変化に伴って、度々、改正されています。

交通ルールは、自動車だけでなく、道路を利用する自転車、ヨチヨチ歩きの幼児から高齢者まで全ての国民に適用されます。道路を安全・快適に利用するため、正しく理解し、普段からルールやマナーを意識して実践することが大切です。

## 【自転車に関する身近なルール】

2023年4月から、年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメット着用が努力義務されました。頭部の負傷を守るためにも着用しましょう。また、自転車は軽車両であり、酒気を帯びて運転してはなりません。この場合、酒気帯び状態では、罰則の適用はありませんが、酒に酔った状態の場合は、罰則が適用されます。(5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金)



### 1 二人乗り禁止の除外

自転車の二人乗りは、原則として、禁止されていますが、次の場合は、二人乗り禁止から除外されています。

(兵庫県道路交通法施行細則(兵庫県公安委員会規則))

- (1) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者一人を幼児用座席に乗車されている場合
- (2) 16歳以上の運転者が4歳未満の幼児一人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合
- (3) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者二人を「**幼児二人乗車基準適合自転車**」の幼児用座席に乗車されている場合、運転者を含め3人までOKです。



### 2 自転車が通行できる場所

自転車は、原則として自転車道、路側帯、車道の左端の通行が義務付けられています。自転車が歩道を走行できるのは、(1) 道路標識によって指示されている場合 (2) 道路工事などの止むを得ない場合

- (3) 運転者が13歳未満、70歳以上、身体に障がいがある場合(通行可の標識がなくとも通行OK)に限られます。歩道を通行する際は、車道寄りを徐行することが義務付けられており、歩行者を妨害してはいけません。



## 【勘違いしていませんか?】

### 1 スリッパ履き運転

スリッパ、サンダル履き運転は、ペダルを踏み外したり、滑ったりする可能性があり危険です。安全運転義務違反に問われる可能性があります。兵庫県道路交通法施行細則第9条(運転者の遵守事項)「兵庫県公安委員会規則」第7号には、

「げた、その他安全な運転に支障のあるものを履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと」と定められています。公安委員会遵守事項違反⇒反則金 大型7千円、普通6千円、二輪車6千円 違反点数なし

### 2 左側追越し

追越しは、原則として「右側から追い越す」ことが義務付けられています。多車線道路で前車に追い付いた場合、進路を変えて左側から追い越せば、「追越し違反」に該当します。

左側からの追越し方法違反⇒反則金 大型1万2千円、普通9千円、二輪車7千円 違反点数2点

